

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年12月23日

静岡県知事 鈴木康友

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度静岡県自転車安全利用促進広報業務

(2) 業務内容

自転車安全利用を促進するための広報業務

2 履行期限

令和8年3月27日

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の一般業務委託競争入札参加資格者名簿において、「広告代理」の営業種目の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 静岡県内に本社あるいは営業所等が存在すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 選考方法

提出された書類と説明に基づき審査を行う。

5 業務の仕様

詳細は仕様書による。

6 手続等

(1) 担当

静岡県くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

電話 054-221-2104 Fax 054-221-5516

(2) 実施要領、仕様書の配布

ア 配布日時 令和7年12月23日（火）午前10時から令和8年1月9日（金）午後4時まで
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休日等を除く。)

イ 配布場所 上記(1)及びしづおか交通安心ネットホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/bosaikotsh/kotsuanzennet/index.html>)

(3) 提出書類

ア 提出書類 詳細は、実施要領による。

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出期限 参加表明書等 令和8年1月14日（水）午後4時まで
企画提案書、見積書等 令和8年1月16日（金）午後4時まで

(4) 説明会の開催

ア 説明内容 参加希望者に対し、実施要領等について説明を行う。

イ 開催日時 令和8年1月7日（水）午前10時00分から午前11時00分まで

ウ 場 所 静岡県庁西館4階第一会議室A（静岡市葵区追手町9番6号）

(5) 提出書類による提案の説明

ア 開催日時 令和8年1月21日（水）午前9時00分から

イ 場 所 静岡県庁別館7階第二会議室A（静岡市葵区追手町9番6号）

7 その他

提出書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。